

横須賀市

令和5年度 障害者グループホーム従事者基礎研修会③

意思決定支援 (本人中心の支援)

淑徳大学副学長・教授
社会福祉士

鈴木 敏彦

神奈川県障害者自立支援協議会会長
神奈川県意思決定支援専門アドバイザー
横浜市障害者差別解消支援地域協議会会長
横浜市自立支援協議会委員
川崎市自立支援協議会入所施設からの地域移行部会
アドバイザー
世田谷区自立支援協議会会長
厚生労働省独立行政法人評価に関する有識者会議構成員
特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会監事
社会福祉士・精神保健福祉士国家試験委員 (ほか)

1. 虐待防止と意思決定支援

◆虐待発生の構造

あるべき支援 : 利用者主体 (本人中心)

↑↓

虐待・権利侵害 : 支援者主体 (支援者中心)

主役が
入れ替わる

◆意思決定支援は虐待防止の最善策

- 意思決定支援 (利用者主体・本人中心の支援) が適切に実施される場では、虐待・権利侵害は生じない
- 権利擁護のための2つの取組
 - 虐待防止 (不適切行為防止) の取組
 - 意思決定支援の取組

2. 障害者総合支援法と意思決定支援

(指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者の責務)

第42条 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者は、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに、市町村、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害福祉サービスを当該障害者等の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、常に障害者等の立場に立って効果的に行うように努めなければならない。(以下略)

※第51条の22では、「指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者の責務」として同様の規定がある。

3. 意思決定支援とは？

- 自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるように支援すること
- 本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討し支援すること

代行決定

安易な代行決定は
厳禁です！

4. 神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例①

(2023年4月1日施行)

(基本理念)

第3条 当事者目線の障害福祉の推進は、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- ① 全ての県民が、等しく人格的に自律した存在として主体的に自らの生き方を追求することができ、かつ、その個人としての尊厳が重んぜられること。
- ② 障害者一人一人の自己決定が尊重されること。
- ③ 障害者本人が希望する場所で、希望するように暮らすことができること。
- ④ 障害者の性別、年齢、障害の特性及び生活の実態に応じて関係者が連携し、障害者一人一人の持つ可能性が尊重されること。

4. 神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例②

(2023年4月1日施行)

(意思決定支援の推進)

第10条 障害福祉サービス提供事業者は、意思決定支援の実施に努めなければならない。

2 県は、意思決定支援の推進に関する必要な情報の提供、相談及び助言等を行うための体制を整備するものとする。

3 県は、障害福祉サービス提供事業者に対し、意思決定支援に関する研修を行うものとする。

(障害者の権利擁護)

第11条 障害福祉サービス提供事業者、障害者の家族その他の関係者は、施設への入所その他の障害者の福祉サービスの利用に際しては、障害者の意思が反映されるよう配慮しなければならない。

2 関係者は、障害者が意思決定支援を受けることを希望する場合には、その希望を十分に尊重し、円滑に意思決定支援を受けることができるよう努めなければならない。

5. 意思決定支援が必要な場面

① 日常生活における場面 (小さな意思決定)	② 社会生活における場面 (大きな意思決定)
<p>例</p> <ul style="list-style-type: none">・ 食事・衣服の選択・ 外出先（余暇活動等）の選択・ 一日のスケジュールの選択・ 基本的な生活習慣（入浴・整容・排泄等）に関する選択・ 日常的な買い物 等	<p>例</p> <ul style="list-style-type: none">・ 住まい（引っ越し、地域移行、どこで誰と住むのか 等）・ 交際・結婚・ 医療の方針・ 職業選択（就労）・ 高額なものの購入 等

- 日常生活場面での「小さな意思決定」の積み重ねによる、本人の経験の蓄積が、社会生活場面での「大きな意思決定」につながる。
- 「小さな意思決定」では、本人に関わる全ての支援者等の参画が必須となる（チームによる意思決定支援）。

6. 意思決定支援の7つのポイント

- ① 本人中心に支援をすること（支援者目線ではない）
- ② 本人を知ること、理解すること
- ③ 本人が安心して意思を表明できる環境（ソフト面、ハード面）を整えること
- ④ 本人を中心としたチームで検討（模索）し続けること
- ⑤ 第三者の視点を導入すること（客観性の担保）
- ⑥ 人間関係や社会関係を外へと広げる方向で支援すること（施設内で完結しない）
- ⑦ 施設全体で取り組むこと

※出所：神奈川県版意思決定支援ガイドライン（2023年4月）

ご視聴ありがとうございました